（様式４）

法人等の概要について

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　　　　　容 |
| 名　称 | （注）主たる事務所と県内にある事務所（支店、営業所等）が異なるときは、それぞれその名称を記載すること。 |
| 所在地 | （注）主たる事務所と県内にある事務所（支店、営業所等）が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。 |
| 設立年月日 |  |
| 代表者名 | （注）役職名も記載してください。 |
| 資本(出資)金 |  |
| 職員数 | 総数　　　　　人（常勤　　　　　人、非常勤等その他　　　　　人） |
|  | うち県内 | 総数　　　　　人（常勤　　　　　人、非常勤等その他　　　　　人） |
| 経営方針 |  |
| 主要業務 |  |
| 鳥取県立二十一世紀の森の管理運営に配置可能な人員等 |  |

〔連絡先〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当部署名 |  | 担当者名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| E-mail |  |

（様式５）

指定申請に係る申立書

　年　　月　　日

　鳥取県知事　　　　　　　　　様

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者 　　法人等の名称　 　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　 　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　 　電話番号

　鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

１

２

３

（様式６）

指定申請に係る宣誓書

　鳥取県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

申請者 　法人等の名称　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

　鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者の指定申請を行うに当たり、法人等及び役員（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成団体を含む。）が下記の事項に該当しないことを宣誓します。

　また、下記の６に該当しないことの確認のため、鳥取県警察本部に照会がなされることに同意します。

　なお、本宣誓書の内容及び鳥取県への提出については、関係者の同意を得ています。

記

〔構成団体〕

（※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の名称を記入すること。）

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

２ 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

３　募集の受付期間の最終日から起算して１年前の日までの間に労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

４　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

５ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（１）から（６）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

　（１）暴力団員を経営幹部とすること。

　（２）暴力団員を雇用すること。

　（３）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

　（４）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。

　（５）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

　（６）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

７　鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の５第１項及び第２項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。〔※新たな法人等を設立して申請する場合で、設立母体となる法人等がこの様式を使用する場合は、当該項目を削除すること。〕

８　鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年鳥取県条例第６７号）第４条第４項の規定による応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

（参考例）必要に応じ、条項を追加するなどして使用すること。

鳥取県立二十一世紀の森の管理運営に関する共同企業体協定書

　株式会社□□□□□（以下「甲」という。）と株式会社△△△△△（以下「乙」という。）は、鳥取県立二十一世紀の森（以下「二十一世紀の森」という。）の指定管理による管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、二十一世紀の森を共同連帯して管理運営するため、共同企業体を構成するものとする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、▽▽▽▽▽（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を鳥取県　　　　　　　　　　　に置く。

（代表者の名称）

第４条　当共同企業体は、甲を代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　甲は、二十一世紀の森の指定管理業務の履行に関し、当共同企業体を代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

（１）管理運営全般の統括

（２）鳥取県及び監督官庁等との折衝

（３）共同企業体の管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

（業務の期間及び協定の効力等）

第６条　本協定に係る指定管理業務の期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

２　当共同企業体は、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

３　前項の規定にかかわらず、当共同企業体が第１項の期間に二十一世紀の森の指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第７条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務分担）

第８条　共同企業体において、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 乙 |
| 1. 管理運営の統括

②③ | ①②③ |

（経費責任）

第９条　当共同企業体の二十一世紀の森の管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　主たる事務所の所在地

 　　 　 　　　法人等の名称　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　乙　　主たる事務所の所在地

 　　 　 　　　法人等の名称　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名